

# 「PETボトル入札制度検討会」 に関するアンケート

平成25年2月13日

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会  
PETボトル事業部

# 「PETボトル入札制度検討会」 に関するアンケート

- アンケート対象・回収状況

再商品化事業者 : 53/62 (85.5%)

利用事業者 : 17/49 (34.7%)

市町村・一部事務組合 : 471/814 (57.9%)

- アンケート方法・実施時期

協会メールシステム(REINS)およびFAXで送信

平成25年1月24日～31日(2/6到着分を集計)

## <アンケートの設問>

### 1. 平成24年度期中に行った、再生処理事業者再選定に関すること

(1) 平成24年度のポリエステル素材市況の急落に起因して、PETボトル再商品化製品の販売に大きな影響があり、これまで構築されたPETボトルの国内リサイクルシステムの崩壊を防ぐべく、昨年9月に当協会は主務省庁と相談の上で、再生処理事業者の再選定を行いました。その結果が、貴社・貴市町村等に与えた影響は、どのようなものでしたか。bを選択された方は、影響の内容を記入してください。(メリット、デメリットなど)

- a. 影響はなかった
- b. 影響があった

(2) 影響の有無に関わらず、平成24年度期中に当協会が行ったこの対応について、どのように評価・認識されていますか。また、その理由を記入してください。(択一)

- a. 高く評価する
- b. 評価する
- c. 評価しない
- d. 全く評価しない
- e. どちらとも言えない

(3) 分別基準適合物の取引を辞退した再商品化事業者に対し、措置規定に定める基準によらず軽減したことについて、どの様に評価・認識されていますか。また、その理由を記入してください。(択一)

- a. 高く評価する
- b. 評価する
- c. 評価しない
- d. 全く評価しない
- e. どちらとも言えない

## 2. 平成25年度に行う年2回入札に関すること

(1)平成25年度については、暫定的な対応として年2回の入札を行います。このことが貴社・貴市町村等に与えると考えられる影響はどのようなものでしょうか。選択した理由を記入してください。(bを選択された方は、メリット、デメリットなども含め記入してください)

- a. 影響はないと予想される
- b. 影響があると予想される

## 3. 平成26年度以降の入札制度等に関すること

(1)ポリエステル素材の市況に強く影響を受ける、容リルートのPETボトルの入札制度等について望ましい選択肢としてはどのように考えられますか。(択一)

- a. 年1回入札で期中に市況変動しても年初落札単価を変えない従来どおりの方法
- b. 年複数回の入札を行い、期中には特別な対応をしない方法
- c. 年1回入札で期中に大幅な市況変動(高騰、急落)があった場合、何らかの指標を決めておき、期中でも落札単価を変動させる方法
- d. 複数年の入札で期中に大幅な市況変動(高騰、急落)があった場合、何らかの指標を決めておき、期中でも落札単価を変動させる方法
- e. その他の方式

bを選択された方にお聞きします。入札回数は何回が適当だと思いますか。

cまたはdを選択された方にお聞きします。落札単価を変動させる場合の指標はどのようなものが適当だと思いますか。

eを選択された方は、下記に具体的内容を記入してください。

# 1. 平成24年度再選定

## (1) 影響の有無

	a. 影響なし	b. 影響あり	あり(%)
再商品化事業者	5	48	91
利用事業者	3	14	82
市町村・事務組合	385	86	18

# 1. 平成24年度再選定

## (1) 影響の有無

### (再商品化事業者)

- 再選定により更にフレーク販売価格が下落し、商売が厳しくなった
- 時間がかかりすぎた
- 再選定に参加し、コストを薄めることができた
- 引取を辞退して保管場所を確保できた

### (利用事業者)

- 再生ポリエステル市場が混乱する結果となった
- 売先から値下げ要請があり、値下げを実施した
- フレーク購入価格が安くなり、バージン原料との価格差が是正された

### (市町村・事務組合)

- 再選定に時間がかかり、ベールの保管量が増大し、支障があった
- 事業者との日程調整や積込み機材、積込み人員の調整に手間取った
- 有償入札拠出金の見通しが立てにくくなった
- 協会からの説明が事前になく、全て事後報告で混乱した
- 市場情勢を考慮した臨機応変な対応であった

# 1. 平成24年度再選定

## (2) 評価する/しない

	a.高く 評価	b.評価 する	c.評価 しない	d.全く 評価しな い	e.どちら ともいえな い
再商品化事業者	5 (10%)	15 (27%)	12 (23%)	5 (10%)	16 (30%)
利用事業者	0 (0%)	9 (53%)	1 (6%)	2 (12%)	5 (29%)
市町村・事務組合	49 (10%)	275 (58%)	20 (4%)	5 (1%)	122 (26%)
合計	a+b:	65%	c+d:	8%	e:27%

## (2) 評価する/しない

- 自治体からの円滑な引取りが滞ることがなく、リサイクルシステムが保てた
- やむを得ない対応であった
- 短期的対応としては一定の評価、緊急処置も仕方がない

### (再商品化事業者)

- 事業者間格差、不公平感を招いた
- 市況変動を勘案した価格の一律に下げをして欲しかった
- 時間が掛かり過ぎた
- 安定供給できずに利用事業者に変な迷惑をかける

### (利用事業者)

- 入札制度の根本的な問題解決には至っていない

### (市町村・事務組合)

- 再選定に至った経過の説明が不十分、またその影響についての報告もない
- 景気動向を事前に察知しえなかった協会のあり方に問題がある
- 有償化拠出金、25年9月拠出の合理化拠出金にも影響が出る

# 1. 平成24年度再選定

## (3) 軽減措置への評価

	a.高く評価	b.評価する	c.評価しない	d.全く評価しない	e.どちらともいえない
再商品化事業者	2 (4%)	16 (30%)	12 (23%)	8 (15%)	15 (28%)
利用事業者	0 (0%)	4 (24%)	2 (12%)	1 (6%)	10 (58%)
市町村・事務組合	26 (6%)	169 (36%)	40 (9%)	7 (1%)	228 (48%)
合計	a+b: 40%		c+d: 13%		e:47%

## (3) 軽減措置への評価

### (再商品化事業者)

- 辞退が認められ、業務の遅延を回避できた
- 柔軟で迅速な対応を評価、特別措置がなければシステムの崩壊になっていた

### (利用事業者)

- 仕組みの崩壊を防ぐための短期的対応としては一定の評価
- 今回の制裁処置としては良いのではと思える

### (市町村・事務組合)

- 支障が出ないための措置として有効である

### (再商品化事業者)

- 今回の軽減措置は微力、次年度落札可能量をもっと削減すべき、措置の軽減は入札制度の根幹を揺るがした
- 今後も無理な価格を入札しダメなら守られるという状況がつけられたこと
- 辞退をしなかった業者への不公平感があること
- 大手の再商品化処理事業を優遇しただけで、中小の事を全く考えていない

## (利用事業者)

- 過去の再事への処置と比べて、不公平感は否めない
- 抜本的な問題解決に至っていない

## (市町村・事務組合)

- 事業者は措置規定に定める基準を認識した上で、入札に参加しており、措置基準は厳格に適用すべき

## 2. 平成25年度年2回入札

### (1) 影響の有無

	a. 影響なし	b. 影響あり	あり(%)
再商品化事業者	8	45	85
利用事業者	1	16	94
市町村・事務組合	344	126	27

# (1) 影響の有無

## (再商品化事業者＋利用事業者)

- その時の市況が反映され易く、リスクも軽減できる
- 下期に挽回する機会がある
- 半期ごとの経営上の見直しができる(入荷調整、コスト削減など)
- 入札価格の抑制に寄与する、入札価格の安定化

## (市町村・事務組合)

- 引渡し予定量がより明確に判断でき、合理化拠出金の額も想定しやすくなる
- 途中で辞退される業者は少なくなるものと思われる

## (再商品化事業者＋利用事業者)

- 事務処理が増えることと、これに伴うコストアップ(人員確保が難しくなる)
- 再商品化製品利用事業者に、再生材を安定供給しづらい
- 下期入札価格の上昇が予想される
- 安定した事業計画(生産計画、調達)が立てられない
- 翌年度の事業者登録申請期間との重複が懸念される

## (市町村・事務組合)

- 調整が長引くと、保管施設に余裕がないため、新たな保管場所確保が必要
- 年度途中で何らかの予算措置が必要になる

# 3. 平成26年度以降

## (1) 入札制度として望ましいもの

	a.年1回	b.年に複数回	c.年1回+指標	d.回/複数年+指標	e.その他
再商品化事業者	6 (11%)	12 (23%)	22 (41%)	3 (6%)	10 (19%)
利用事業者	2 (13%)	5 (31%)	4 (25%)	1 (6%)	4 (25%)
市町村・事務組合	137 (29%)	189 (39%)	126 (27%)	13 (3%)	6 (2%)
合計	27%	38%	28%	3%	4%

# 3. 平成26年度以降

## (b) 入札回数

	a.年2回	b.年3回	c.年4回	合計
再商品化事業者	9 (75%)	1 (8%)	2 (17%)	12
利用事業者	3 (60%)	0	2 (40%)	5
市町村・事務組合	153 (81%)	13 (7%)	22 (12%)	188

## c.年1回+指標、d.複数年に1回+指標

(再商品化事業者+利用事業者)

- ・バージン材市況の上昇下落
- ・国内及び国際再生材市況
- ・多くの指標(バージン価格、原油等5個以上)で2個以上外れたら調整
- ・為替
- ・バージン材(特に輸入原料)
- ・再商品化製品の平均在庫指数(月数など)
- ・フレークの全国の平均単価
- ・海外のフレーク相場
- ・原油価格、バージンPET価格、PX、EG、ナフサ等々
- ・ICISのバージンPET樹脂価格
- ・繊維・シート・成型等の平均的購買価格又はバージン原料に対する再生原料の比(7割とか8割等)
- ・メーカーの買取単価の平均値
- ・再生品価格をバージン価格にスライド(「バージン価格スライド制度」)の導入
- ・バージン価格の7割程度を限度

## (市町村・事務組合)

- ・再生処理業者への聞き取り調査、専門分野の情報紙、協会が得ることのできる産業界からの情報、国(環境省・経済産業省)の示すものと併せて設定
- ・契約時の市況単価を基準とし、市況単価変動率(±%)により落札単価を変動
- ・廃PETボトル再商品化協議会発表のPETフレーク市況など
- ・日経新聞社の景気指標等
- ・過去3年位の平均に対し、何割以上の変動があった場合に単価を変動させる
- ・ポリエステル素材の市場価格に連動し、協会及び再商品化事業者の一方に負担が偏らないような指標

## e.その他の方式

### (再商品化事業者)

- ・利用事業者や市町村からの声が反映できるような評価制度を導入
- ・再商品化事業者の認定処理数量の30%程度を優先枠として割り当てて、それ以外を競争入札にする
- ・入札制度に総合評価の項目を導入、入札は年1回とし、期中に大幅な環境変化があった場合は落札価格を変動
- ・年2回入札とし、落札可能量には最低保証数量を設ける
- ・最低価格制度
- ・平成25年度の年2回の入札を行うことにより今後の方向性を見いだす

### (利用事業者)

- ・高度な再生技術を有する再商品化事業者へ優先的入札権
- ・入札地域を緩やかに限定
- ・特定事業者に対して生産者責任としてのボトル to ボトルの拡大施策
- ・ナフサ指標に連動を前提とした入札分と、年一回固定(現行)入札の併用

### (市町村・事務組合)

- ・サーマルやケミカルリサイクルも入れた入札を実施
- ・入札額の下限上限を定めておき、年1回の入札で下限を下回れば、協会のプール金額から補充。上限を上回れば、協会へプールする。

### 3.入札制度全般へのコメント(主にa.b.)

#### (再商品化事業者)

- ・大きくルールを変更せず、事業所登録にあたっての経営内容の基準を厳格化し、現状通り落札者の責任を明確にしておいた方が良い
- ・複数年の方が長期的計画は立て易いが、競争激化による単価高騰が懸念される
- ・工場、会社の経営計画として、最低1年間は見とおきたい
- ・リサイクル処理に入札という制度をとることが適していないのでは
- ・極端な市場変動があった場合の指数を設定、価格変動できるルールを決めておく
- ・適切な最低価格導入が必要
- ・初めから2回となっていれば辞退する再生処理業者も少ないと思われる
- ・年2回により、どちらにも公平にチャンスが与えられる

#### (利用事業者)

- ・年4回の入札にすれば、市場動向と、より連動できる
- ・定期的に価格改定を行うべき
- ・フレックス輸出に頼らざるを得ないのが現実ではないか
- ・二度あれば、相場変動に対応できる、応急処置としては一番適当
- ・従来通りのやり方で問題無く出来ていた、仕組変更で入手困難が有ると困る

## (市町村・事務組合)

- ・入札は上期・下期の2回程度
- ・従来どおりの方法(年1回)が業務を遂行しやすい
- ・年に何度も入札するようであれば、入札の意味がない
- ・市場が大きく変動するのであれば、再生処理事業者のリスクを軽減するために複数回入札すべき、入札回数は多いほうが良い
- ・年3回であれば、市町村の業務にも影響は出にくいと考える
- ・四半期毎程度の入札が協会運営、及び排出事業者にとっても有益
- ・25年度の入札方法の結果により検討すべきである
- ・事務が煩雑となるため入札回数は少ない方が良い
- ・急激な変動の際は法を執行している国が補てんすべき。(加入者や再商品化事業者は法に賛同する形で行っている)
- ・市況変動しても協会が対応できる対策を考えるべき

# 4. 容り法、PETボトルリサイクル全般

## (再商品化事業者)

- 指定法人の引き取り量の拡大
- 再生フレーク販売先として輸出を認める
- 総合的評価、優先枠を考慮した入札制度
- エリア別入札制度の導入
- 再商品化事業者と利用事業者間の販売価格・  
引取り数量の確保
- 入札上限価格の設定
- 落札数量の最低保証
- 協会が製品を買い取る方式
- 国、協会、再商品化事業者、利用事業者でシステムを見直す

## (利用事業者)

- 中国への輸出規制が必要
- 「リサイクル」の環境に対する価値観が薄れてきている
- 過当競争を誘発するため、PETボトルリサイクルシステムとしては構造上の問題がある
- 特定事業者に再商品化委託料をいくらか増額して頂き、独自ルートとの価格差を埋める様をお願い出来ないか
- 易リサイクル性を視野に入れたPETボトル開発を進めるべき
- 措置規定に定める基準によらず軽減したことの内容等をホームページ等で公表しないのか
- 有償入札拠出金の金額について、概算でもいいのでいつでも計算できるシートをホームページ内に開設していただきたい

## (市町村・事務組合)

- 独自処理の自治体を無くすなど、より強靱なシステム構築
- 地域性も考慮した入札方法への変更
- ペットフレークの市況を把握、リアルタイムでの情報提供
- 現況に即した契約及び大規模な需要が期待できる分野での再商品化の拡大
- リサイクルの種類を、市町村が選べるような仕組みが欲しい
- 一部の廃PETボトルが海外流出している状況を改善すべき
- 再び容リ協ルートに戻ってきた自治体にペナルティを科したり、長く継続して容リ協へ依頼をしている自治体(団体)に対して拠出金等の算出時に容リ協ルートでの継続年数を加味したり、入札時において何らかの優遇措置をとるなどの差をつける対応をすべき

以上